

「対シンガポール輸出食肉製品の取扱いについて」（令和元年5月31日付け生食発 0531 第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官及び元消安第 511 号農林水産省消費・安全局長連名通知）別紙「対シンガポール輸出食肉製品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p data-bbox="383 395 887 427">対シンガポール輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p data-bbox="703 491 1106 571">(作成日) 令和元年5月31日 (最終改正日) 令和元年8月23日</p> <p data-bbox="159 635 338 667">1～3 (略)</p> <p data-bbox="159 730 387 762">4 認定等の手続</p> <p data-bbox="170 778 338 810">(1) (略)</p> <p data-bbox="170 826 560 858">(2) 都道府県等の提出手続</p> <p data-bbox="237 874 1111 1153">対シンガポール輸出食肉製品を取り扱う施設としての認定を受けようとする食肉製品製造施設の営業者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、<u>内容について審査し、認定に差し支えない場合には、別紙様式2により当該食肉製品製造施設の監視体制に関する資料を添えて厚生労働省あて提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出すること。</u></p> <p data-bbox="170 1169 331 1201">(3) 審査</p> <p data-bbox="237 1217 1111 1342">厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の<u>輸出食肉検査担当官</u>を当該施設に派遣し、現地調査を実施すること。</p>	<p data-bbox="1375 395 1854 427">対シンガポール輸出食肉製品取扱要綱</p> <p data-bbox="1675 491 2078 571">(作成日) 令和元年5月31日 (新設)</p> <p data-bbox="1137 635 1317 667">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1137 730 1366 762">4 認定等の手続</p> <p data-bbox="1149 778 1317 810">(1) (略)</p> <p data-bbox="1149 826 1538 858">(2) 都道府県等の提出手続</p> <p data-bbox="1216 874 2089 1106">対シンガポール輸出食肉製品を取り扱う施設としての認定を受けようとする食肉製品製造施設の営業者から申請書を受け付けた都道府県知事等は、別紙様式2に当該食肉製品製造施設の監視体制に関する資料を添えて厚生労働省本省に提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出する。</p> <p data-bbox="1149 1169 1310 1201">(3) 審査</p> <p data-bbox="1216 1217 2089 1342">厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、厚生労働省の担当官を当該施設に派遣し、現地調査を実施する。</p>

(4) 食肉製品製造施設の認定

厚生労働省は、書類審査及び現地調査において、食肉製品製造施設の施設、設備等が本要綱に規定する要件等を満たしていると認められる場合は、当該食肉製品製造施設を対シンガポール輸出食肉製品取扱施設（以下「認定施設」という。）として認定し、シンガポール食品庁（以下「SFA」という。）に通知すること。厚生労働省は、SFAのホームページに当該認定施設の名称等が掲載されたことを確認次第、速やかに認定番号を付与し、都道府県知事等を通じ営業者にその旨通知すること。

5 認定後の事務

(1) 対シンガポール輸出食肉製品の食肉衛生証明書の発行手続について

- ① シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する食肉製品の原料として使用する食肉（以下「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（牛肉にあっては別紙様式3-1、豚肉にあっては別紙様式3-2。以下「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼すること。なお、豚肉の原料食肉証明書（別紙様式3-2）の発行については、あらかじめ家畜保健衛生所から発行された確認書（対シンガポール輸出食肉の取扱要綱別紙様式4）の添付が必要であることに留意すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

②～⑧ （略）

(2) ～ (4) （略）

(5) 輸出製品の変更の申請

(4) 食肉製品製造施設の認定

厚生労働省は、書類審査及び現地調査において、食肉製品製造施設の施設、設備等が本要綱に規定する要件等を満たしていると確認した場合は、シンガポール食品庁（以下「SFA」という。）に通知する。厚生労働省は、SFAの手続を経て、SFAのホームページに食肉製品製造施設の名称等が掲載された後、当該食肉製品製造施設をシンガポールに食肉製品を輸出可能な食肉製品製造施設と認定し（以下「認定食肉製品製造施設」という。）、都道府県知事等を通じ営業者にその旨通知する。

5 認定後の事務

(1) 対シンガポール輸出食肉製品の食肉衛生証明書の発行手続について

- ① シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する食肉製品の原料として使用する食肉（以下「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（牛肉にあっては別記様式3-1、豚肉にあっては別記様式3-2。以下「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼する。

②～⑧ （略）

(2) ～ (4) （略）

(5) 輸出製品の変更の申請、変更の届出または廃止の届出

ア 営業者は、既に申請した製品と異なる製品をシンガポールへ輸出しようとする場合、別紙様式 13 によりあらかじめ、都道府県知事等に次に掲げる関係資料を添付して申請書を提出すること。申請書を受けた都道府県知事等は、内容を確認し、変更にし支えない場合には、当該申請書類を厚生労働省あてに提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出すること。

(ア) ~ (エ) (略)

イ 厚生労働省は、アにより提出された申請書類について審査を行い、当該申請が本要綱の要件を満たしていると認められた場合には、その旨を SFA あて通知する。また、厚生労働省は、SFA のホームページに当該認定施設の輸出可能品目に変更されたことを確認次第、都道府県知事等を通じて、営業者にその旨通知すること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ア 設置者は、既に申請した製品と異なる製品をシンガポールへ輸出しようとする場合、あらかじめ、施設を管轄する保健所長及び都道府県知事等を経由して厚生労働省に以下の関係資料を添付して申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該施設のある地域を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（以下「地方厚生局」という。）あて提出する。

(ア) ~ (エ) (略)

(新設)

イ 設置者は上記ア以外の 4 の (1) に規定する申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、都道府県等は遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

ウ ア及びイの申請を受けた都道府県知事等は、厚生労働省宛てに報告する。

エ 都道府県等は 4 の (2) に規定する検査体制等を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出する。

オ 設置者等は、その施設又は製造等する食肉製品が 2 に掲げる要件に適合しなくなった場合、又は、全ての食肉製品のシンガポールへの輸出を行わないとした場合には、速やかに都道府県等宛てに登録取り下

(6) 変更及び認定の取下げの届出

ア 変更の届出

(ア) 営業者は上記(5)以外の4の(1)の申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、別紙様式14により都道府県等を経由して当該変更の内容及び年月日を厚生労働省あて報告し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出すること。

(イ) 都道府県等は4の(2)の監視体制等を変更しようとするときは、別紙様式15によりあらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省あて提出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局あて提出すること。

イ 認定の取下げ届

(ア) 都道府県知事等は別紙様式14により営業者から認定の取下げの届出があった場合は、厚生労働省あて提出し、併せて、当該取下げ届の副本を地方厚生局あて提出すること。

(イ) 厚生労働省は、アにより提出された書類を受理後、速やかに当該施設の認定の取下げをSFAあて通知すること。

別紙様式1 施設認定申請書様式

(略)

対シンガポール輸出食肉製品取扱施設認定申請書

(略)

1・2 (略)

げの申請を行う。

(新設)

別紙様式1 施設認定申請書様式

(略)

対シンガポール輸出食肉製品取扱施設認定申請書

(略)

1・2 (略)

<p>3 添付書類</p> <p>(1) 施設の構造・設備に関する資料</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線（製品及び作業員）を示した資料</u></p> <p><u>エ 給水・給湯系統図（系統図にあつては、各末端蛇口に番号をつけておくこと。）</u></p> <p><u>オ～キ (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) 製品に関する資料等</p> <p><u>ア Particular Informations of Establishment (別紙様式12)</u></p> <p><u>イ 最終製品のカラー画像</u></p> <p><u>ウ～ク (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) HACCPに関する資料</p> <p>ア <u>衛生管理に関する標準作業手順書</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>別紙様式2 都道府県等申請様式 (略)</p> <p>対シンガポール輸出食肉製品取扱施設について (略)</p>	<p>3 添付書類</p> <p>(1) 施設の構造・設備に関する資料</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ウ 給水・給湯系統図（系統図にあつては、各末端蛇口に番号をつけておくこと。）</u></p> <p><u>エ～カ (略)</u></p> <p><u>キ 製造・加工に使用するその他の設備・機械等の材質等の概要</u></p> <p>(2) 製品に関する資料</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア 輸出しようとする品目（和文及び英文）及び最終製品のカラー画像</u></p> <p><u>イ～キ (略)</u></p> <p><u>ク 最終製品のカラー写真</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) HACCPに関する資料</p> <p>ア 標準作業手順書</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>別紙様式2 都道府県等申請様式 (略)</p> <p>対シンガポール輸出食肉製品取扱施設について (略)</p>
---	--

<p>1 保健所の所在地及び名称</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 保健所の概要（組織図も含む。）</p> <p>(2) 対シンガポール輸出食肉製品の取扱要綱」5の（1）及び（3）に関する資料</p> <p>(3) 当該施設に関する過去の監視指導結果 (削る)</p> <p>別紙様式3－1～別紙様式5（略）</p> <p>別紙様式6－1 衛生証明書様式（牛肉製品） (略)</p> <p>HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF PROCESSED BEEF PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE (略)</p> <p style="text-align: center;">Name of inspector:</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式6－2～別紙様式11（略）</p> <p>別紙様式12 Particular Informations of Establishment (Processed Meat Product) <u>PARTICULARS OF ESTABLISHMENT</u></p>	<p>1 保健所の概要</p> <p>2 組織 (新設) (新設) (新設)</p> <p>3 その他参考資料 (1) 当該施設に関する過去の監視指導結果</p> <p>別紙様式3－1～別紙様式5（略）</p> <p>別紙様式6－1 衛生証明書様式（牛肉製品） (略)</p> <p>HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF PROCESSED BEEF PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE (略)</p> <p style="text-align: center;">Name of <u>meat</u> inspector:</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式6－2～別紙様式11（略）</p> <p>(新設)</p>
--	---

(1) Name of Establishment			
(2) Establishment Number			
(3) Address of Establishment			
<u>Unit No.</u>			
<u>Street Name</u>			
<u>Post Code</u>			
<u>District/City</u>			
<u>State/Province</u>			
(4) Products Intended for Export to Singapore			
<u>Product name</u>	<u>Species</u>	<u>State (Chilled/Frozen/Retort)</u>	
<u>SINGAPORE IMPORTER INFORMATION</u>			
<u>Indicate if contact with Singapore importers has been established</u>			
<input type="checkbox"/> Yes, please provide the following information. <input type="checkbox"/> No			
<u>Name of importing company in Singapore</u>			
<u>Name and designation of correspondent</u>			
<u>Business Address</u>			

Telephone / Mobile	
Email address	

SALES CONTACT INFORMATION

Please provide the contact details of the Sales Department. This contact point would be provided to interested Singapore importers.

Name and designation of sales contact person	
Office address (if different from the establishment address)	
E-mail address	
Telephone / Mobile	

※ 英語で記入すること。

別紙様式 13 輸出製品の変更申請書

年 月 日

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 殿

申請者 住所
 氏名 印
法人にあってはその名称、所在地及び
 代表者氏名

(新設)

対シンガポール輸出食肉製品取扱施設の輸出製品の

変	更
・	
追	加
・	
取	下
げ	

 申請書

「対シンガポール輸出食肉製品取扱要綱」に基づき、下記の認定施設の輸出製品の変更、追加又は取下げについて、関係書類を添えて申請します。

記

1 認定施設の名称及び所在地

2 対象となる輸出製品名

3 変更・追加する製品は、現在、認定されている製品と

同じ製造ライン
・
異なる製造ライン

です。

4 変更・追加事項

5 変更・追加・取下げ理由

6 添付資料

別紙様式 14 変更又は認定取下げ届（施設）

年 月 日

（新設）

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 殿

申請者 住所
氏名 印
法人にあつてはその名称、所在地及び
代表者氏名

対シンガポール輸出食肉製品取扱施設の 変 更
・
認定の取下げ に係る届出

「対シンガポール輸出食肉製品取扱要綱」に基づき、下記の認定施設の申請事項の変更又は認定の取下げについて届出ます。

記

- 1 認定施設の名称及び所在地
- 2 認定事項変更の場合、変更事項
- 3 変更・認定取下げ理由
- 4 変更・認定取下げ年月日

5 添付資料

別紙様式 15 監視体制の変更届（保健所）

年 月 日

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 殿

都道府県知事等名

対シンガポール輸出食肉製品取扱施設の監視体制の変更に係る届出

「対シンガポール輸出食肉製品取扱要綱」に基づき、下記の認定施設の監視体制の変更について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定施設の名称及び所在地、保健所の名称及び所在地
- 2 変更事項
- 3 変更理由

(新設)

4 変更年月日

5 添付資料

(別添1)

施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1 施設における構造設備及び衛生管理等に関する基準

1 施設に関する一般基準

(1)～(3) (略)

(4) 適切な手洗いができるよう十分な数の手洗い設備が設置されていること。手洗い設備は温湯及び水が供給され、手指の洗浄剤及び衛生的に乾燥させる器具又は用品を備えること。

(5)～(9) (略)

2 食品の処理、加工等を行う区画に関する個別基準

(1) 食品の調理、処理、加工、製造等を行う区画の構造は、作業中及び作業の前後における汚染を防ぐことを含め、適正な食品衛生管理を可能とし、以下の要件を備えること。

ア・イ (略)

ウ 天井(天井がない場合は屋根の内側面)及び頭上の構造物は、塵埃の蓄積を防ぎ、結露、カビの増殖及び小片の剥落を防止させるような構造、設備を有すること。

エ～カ (略)

(2) 作業用器具及び設備の清掃、消毒、保管するための十分な設備を

(別添1)

施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1 施設における構造設備及び衛生管理等に関する基準

1 施設に関する一般基準

(1)～(3) (略)

(4) 適切な手洗いができるよう十分な数の手洗い設備が設置されていること。手洗い設備は熱湯及び冷水が供給され、手指の洗浄剤及び衛生的に乾燥させる器具又は用品を備えること。

(5)～(9) (略)

2 食品の処理・加工等を行う区画に関する個別基準

(1) 食品の調理、処理、加工及び製造等を行う区画の構造は、作業中及び作業の前後における汚染を防ぐことを含め、適正な食品衛生管理を可能とし、以下の要件を備えること。

ア・イ (略)

ウ 天井(天井がない場合は屋根の内側面)及び頭上の構造物は、塵埃の蓄積を防ぎ、結露、カビの増殖及び小片の剥落を減少させるような構造、設備を有すること。

エ～カ (略)

(2) 作業用器具・設備の清掃、消毒、保管するための十分な設備を有

有すること。これらの設備には、耐腐食性の材質を使用し、清掃が容易で温湯及び水が十分に供給されること。

- (3) 食品の洗浄のために必要に応じて、十分な給水が行われること。食品の洗浄に使用されるシンクその他の設備は、清潔に保たれ、必要に応じた消毒が可能となるよう、6の要件に合致した飲用適の水及び温湯が適切に供給されること。

- (4) 洗浄剤、消毒剤等は、食品を取扱う場所には保管しないなど適切に管理すること。

3～7 (略)

8 食品の取扱いに関する基準

- (1)・(2) (略)

- (3) 食品は、生産、製造、加工及び流通の全ての段階で、有害又は食用とすることが適当ではないとされるような汚染から保護されること。

- (4) ねずみ及び昆虫駆除のための適切な措置を講じること。食品の調理、取扱い、保管を行う区域への家畜の出入りを防止すること。

- (5) 病原微生物の増殖又は毒素の産生のおそれがある未加工原材料、成分、中間製品及び最終製品は、健康へのリスクとなるような温度に保管しないこと（速やかに冷却し、病原微生物の増殖又は毒素の産生を抑制する温度とすること）。また、コールドチェーンを途切れなく維持すること。ただし、食品の調理、輸送、保管、陳列又は提供に際して人の健康を害することのない程度の短時間において、温度管理が行われない場合を除く。

すること。これらの設備には、耐腐食性材質を使用し、清掃が容易で熱湯・冷水が十分に供給されること。

- (3) 食品の洗浄のために必要に応じて、十分な給水が行われること。食品の洗浄に使用されるシンクその他の設備は、清潔に保たれ、必要に応じた消毒が可能となるよう、6の要件に合致した飲用適等の熱湯又は冷水が適切に供給されること。

- (10) 洗浄剤及び消毒剤等は、食品を取扱う場所には保管しないなど適切に管理すること。

3～7 (略)

8 食品の取扱いに関する基準

- (1)・(2) (略)

- (3) 食品は、生産、製造、加工及び流通の全ての段階で、有害又は食用とすることが適当ではないとされるような汚染から保護されること。

- (4) そ族・昆虫駆除のための適切な措置を講じること。食品の調理、取扱い、保管を行う区域への家畜の出入りを防止すること。

- (6) 病原微生物の増殖又は毒素の産生のおそれがある未加工原材料、成分、中間製品及び最終製品は、健康へのリスクとなるような温度に保管しないこと（速やかに冷却し、病原微生物の増殖又は毒素の産生を抑制する温度とすること）。また、コールドチェーンを途切れなく維持すること。ただし、食品の調理、輸送、保管、陳列又は提供に際して人の健康を害することのない程度の短時間において、温度管理が行われない場合を除く。

<p>加工食品の製造し、取り扱い又は包装をする食品等事業者は、未加工原材料と加工品を分別して保管するために十分な広さの区画並びに区画された冷蔵及び冷凍保管庫を備えること。</p> <p><u>(6) ～ (8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 施設内においては、清潔区、汚染区等の区域を明確に定めること。 <u>作業動線（製品及び作業員の動線をいう。）は、交差汚染が最小限となるようにすること。</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添2 電子メール又はNACCSによる<u>原料食肉証明書及び衛生証明書の発行申請手続</u></p> <p><u>1 原料食肉証明書の発行申請前の手続</u> 食肉製品を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式11に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて原料食肉の製造を行う認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。</p> <p><u>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u></p>	<p>加工食品の製造し、取り扱い又は包装をする食品等事業者は、未加工原材料と加工品を分別して保管するために十分な広さの区画及び区画された冷蔵・冷凍保管庫を備えること。</p> <p><u>(7) ～ (9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> 施設内においては、清潔区、汚染区等の区域を明確に定めること。 <u>作業員の動線は、清潔区から汚染区への一方通行とすること。</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>別添2 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(2) <u>一つの輸出計画書に、同一の保健所で衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>輸出先国及び地域や輸出品目に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u></p> <p>2 原料食肉証明書の発行申請手続</p> <p><u>輸出者は、食肉製品を輸出しようとする都度、電子メールを利用して原料食肉証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。</u></p> <p><u>なお、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u></p> <p><u>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。</u></p> <p>(1) <u>申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。</u></p> <p>(2) <u>原料食肉証明書の受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。</u></p> <p>3 衛生証明書の発行申請前の手続</p> <p>(1) 電子メールにより発行申請を行う場合</p> <p><u>輸出者は、別紙様式 11 に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて認定施設を管轄する保健所長あてに提出すること。</u></p> <p>① <u>輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、</u></p>	<p>(新設)</p> <p>1 衛生証明書の発行申請前の手続</p> <p>(1) 電子メールにより発行申請を行う場合</p> <p><u>食肉製品を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 8 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。</u></p> <p>① <u>輸出計画は、前年度の輸出実、当該年度の事業計画などを踏まえ、</u></p>
--	--

提出時点で作成可能な内容を記載すること。

- ② 一つの輸出計画書に、同一の保健所で衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国及び地域や輸出品目に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) (略)

4 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉製品を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して衛生証明書の発行申請に必要な書類を保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合であって、3（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) (略)
- (2) 衛生証明書の受取方法について保健所とあらかじめ調整すること。

提出時点で作成可能な内容を記載すること。

- ② 一つの輸出計画書に、同一の保健所で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
(新設)

(2) (略)

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) (略)
- (2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。